

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年10月25日 11時35分ごろ
発生場所	滋賀県 ^{あかのい} 赤野井湾西方沖（琵琶湖南部） 下物村 ^{おろしもむら} 二等三角点から真方位005° 1,400m付近 （概位 北緯35°04.9′ 東経135°56.3′）
事故の概要	プレジャーボート流星号2は、東南東進中、消波堤に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年11月7日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 流星号2、5トン未満（長さ5.15m）
船舶番号、船舶所有者等	240-35050滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 船尾船底部に破損 消波堤 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り場移動の目的で、琵琶湖南部の赤野井湾西方沖を約10km/hの対地速力で東南東進していた。</p> <p>船長は、湖面上を見え隠れしていた消波堤を右に見ながら釣り場に向けて航行していたところ、船底部に衝撃を感じて消波堤に乗り揚げたことを知った。</p> <p>赤野井湾西方沖には、立体型消波ブロックを2段積み重ねた長さ約150mの消波堤が南南西から北北東方向に4本設置されている。</p> <p>船長は、本事故時、琵琶湖の水位が基準より約60cm上昇して消波堤の上端が湖面付近に位置して見にくかったが、赤野井湾付近の航行経験が豊富であったので、消波堤の位置が入力されたGPSプロッターを使用せずに目視で操船に当たっていた。</p>
分析	本船は、琵琶湖の水位が上昇して消波堤が見えにくい状況下、赤野井湾西方沖を東南東進中、船長が、消波堤の位置が入力されたGPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったことから、消波堤に接近していることに気付かず、消波堤に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、琵琶湖の水位が上昇して消波堤が見えにくい状況下、赤野井湾西方沖を東南東進中、船長が、消波堤の位置が入力されたGPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったため、消波堤に接近していることに気付かず、消波堤に乗り揚げたもの

	と考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 水面付近にあって見えにくい障害物の近くを航行する際は、GPSプロッターを使用して船位の確認を行うこと。